

I. 共通仕様

1. 工事積算について

本工事の積算の諸経費は、水道事業実務必携による。

2. 工事仕様について

設計書、図面、特記仕様書及び現場説明書（質問回答書含む）に記載されていない事項は、日本水道協会の発行する「水道工事標準仕様書」により施工するものとする。

最新情報及び改訂版等の管理は適宜行い、内容等に疑義が生じた場合は、監督職員と協議すること。

II. 特記仕様

第 1 章 総 則

1. 適用範囲

本仕様書は、吉野水源地 No.1 送水ポンプ更新工事の施工に適用する。

2. 総括事項

- 1) 請負者は、本請負契約約款によるほか、本特記仕様書に基づき、誠実厳格に施工しなければならない。
- 2) 仕様書及び設計書等に明記されていないもの、または、交互符号しないものがある場合には、発注者と請負者が協議して定めるものとする。

3. 準拠規格

本工事に準拠すべき規格ならびに工事基準は本仕様書の外、下記の法律、法規、規格、基準、指針およびその他関連法令等を遵守すること。

記

- 1) 日本工業規格 (JIS)
- 2) 日本水道協会規格 (JWWA)
- 3) 水道工事標準仕様書 (日本水道協会)
- 4) 水道施設設計指針・解説 (日本水道協会制定)
- 5) 内線規程
- 6) 電気規格調査会標準規格 (JEC)
- 7) 日本電気工業会標準規格 (JEM)
- 8) 日本電力ケーブル付属品工業会規格 (JCAA)
- 9) 公共建築工事標準仕様書 (国土交通省大臣官房官庁営繕部)
- 10) その他、この工事に関連する法令、規格等

4. 現場管理

- 1) 請負者は、工事施工方法および順序等について、あらかじめ監督員および工事監理者の承認を受けなければならない。
- 2) 請負者は、工事施工に必要な仮設建物、主要機械設備および材料置場等の仮設にあたっては、監督員と協議をし、承認を受けなければならない。
- 3) 請負者は工事の施工にあたって地域住民との関係に配慮し、問責等生ずることがあってはならない。また既設構造物、その他第三者に損傷を与えないよう十分注意し、万一損傷した場合はただちに復旧あるいは補償の責任をとらなければならない。
監督員が別途指示する建築物および工作物は個別に写真撮影等詳細調査し、工事車両等の進入によって被害なのか、従前よりの損傷なのか十分な事前調査を行うこと。

- 4) 工事施工にあたり、他の埋設物及び障害物があった場合は、監督員の指示により、処置するものとする。また、埋設物等に損害を与えた場合は、請負者の負担において速やかに復旧すること。
- 5) 工事施工の担当者は相当経験を有する技術者とし、現場に常駐しなければならない。
- 6) 請負者は、本工事と他工事との出会となる際は監督員の指示に従い、双方の請負者において協議し、互いに協調して工事進捗に支障のないように施工しなければならない。
- 7) 工事施工にあたっては常に災害防止のため遺漏のないよう配慮しなければならない。また労働安全衛生規則を遵守しなければならない。
- 8) 火気ならびに引火性材料を使用する場合には、その保管および取り扱いについては関係法規の定めるところに従い万全の措置を講じること。

5. 安全衛生管理

- 1) 本工事場所は、公共水道事業所であるので水道法第 21 条 1 項に定める要項を遵守し環境衛生には注意し不要な場所には立入らないようにすること。

6. 保安衛生

- 1) 工事現場の管理は、労働基準法及び労働安全衛生法等の関連法令に従って、適切な施設を施し、事故防止等に十分注意しなければならない。
- 2) 現場内は常に整理整頓し、一部工事を終了したときは、その部分毎に後片付け及び清掃を行い、清潔さを保持するよう努めなければならない。
- 3) 工事施工場所を明示する標識及び、安全維持に必要な設備を設けなければならない。
- 4) 工事は昼間行うことを原則とするが、現場の状況によりやむなく夜間作業を行う場合は、あらかじめ監督員の許可を得るとともに、照明その他の保安設備を設けなければならない。
- 5) 請負者は、工事施工のため通行を禁止あるいは規制する必要があるときは、関係官公署と十分協議し指示を得て、必要な箇所に標識を設置するとともに、事故防止等に万全を期さなければならない。

7. 目的物保証期間

本工事は、請負者の責に帰すべき施工上の瑕疵による事故、破損等が発生した時、請負者は無償で海陽町の指定する期間に補修しなければならない。

なお、保証期間は別途指示のない場合、受渡し完了後 1 年間とする。

8. 完成図書

この図書は工事竣工図、各種証明書、試験成績書、工事写真その他指示した図書等を収録し、1 部提出とする。工事写真に関しては CD 等でデジタルデータも提出すること。

第2章 材料

1. 材料一般

1) 材料の規格

工事に使用する材料は、設計図書に品質規格を規定された物を除き日本工業規格（以下「JIS」という）、日本水道協会規格（以下「JWWA」という）等に適合すること。

2. 材料の検査

- 1) 工事用材料は、使用前にその品質、寸法または見本品について監督員の検査を受け、合格したものであること。
ただし、監督員が認める規格証明書を有するものは、検査を省略することができる。
- 2) 材料検査に際して、請負者はこれに立会うこと。立会わないとき請負者は検査に対し、異議申し立てることはできない。
- 3) 検査および試験のため、使用に耐えなくなったものは、所定の数量に算出しないものとする。
- 4) 材料検査に合格したものであっても、使用時になって損傷、変質したときは新品と取り替え、再び検査をうけること。
- 5) 不合格品は、ただちに現場より搬出すること。

第3章 機械器具設置工事

1. 概要

本工事は、吉野水源地 No.1 送水ポンプを更新するものである。

2. 注意事項

本工事は、稼働している水源地の機器更新工事であるため、十分に監督員との打合せや施工前の事前調査を行い、浄水場施設の運転に支障を出さないように努め、作業を行うこと。

3. 機械器具一般仕様

1) 機械器具概要

送水ポンプ 1台

4. 工事範囲

- 1) 第3章3節記載の器具の製作、据付工事
- 2) 第3章3節記載の器具廻り配線・配管工事
- 3) 既設器具及び既設器具廻り配線・配管の撤去処分
- 4) その他上記に関する諸工事および試験調整工事
(試験調整については請負者及びメーカーが責任を持って行うこと。)

5. 機械器具仕様

送水ポンプ

① ポンプ仕様

型式：水中渦巻きポンプ[SP95-4(参考品番)同等品以上]

口径：φ125

2台運転時仕様点ポンプ吐出量 2.08 m³/min 以上 全揚程 72.35 m 以上

ポンプ仕様点ポンプ吐出量 1.04 m³/min 以上 全揚程 72.35 m 以上

※別紙全揚程計算書条件を満たす物であること。

ケーシング：SUS 又は同等品

羽根車：SUS 又は同等品

主軸：SUS 又は同等品

② 電動機仕様

型式：ポリ巻

電源：3φ 200V 60Hz

極数：2P

出力：30kW

③ 付属品

揚水管(接合材含) 1式、水中ケーブル 30m、その他必要なもの

※ ポンプ性能試験を行うこと。

6. 工事共通仕様

1) 共通事項

① 概要

工事は関係法規に準拠し、電氣的機械的に完全かつ美麗にして耐久性に富み、保守点検が容易なように施工すること。

② 位置の決定

機械の据付及び配管経路の詳細な位置決定については、施工図の承認図を提出の上、係員の指示を受けること。

③ 防湿、防蝕処理

湿気、水気の多い場所、腐食性ガス、可燃性ガスの発生する場所等に施設する器具ならびに配線はその特殊性に適合する電氣的接続、絶縁及び接地工事を行った上、所定の防湿、防蝕及び防爆処理を施さなければならない。

④ その他

本工事共通仕様書によるとともに日本水道協会「水道工事標準仕様書【設備工事編】」、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）」及び「公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編）」に準じて施工すること。

7. 機械器具設置工事

1) 機械器具の据付

- ① 器具の取付に際し、構造物にはつりおよび溶接を行う場合は、係員の指示を受けた後施工し、速やかに補修すること。
- ② 器具の組立については、熟練した専門技術者を派遣し、電氣的機械的に完全に行うこと。
- ③ 器具の搬入、据付の際は、機器本体、構造物に対して損傷を与えることのないよう注意すること。
- ④ 器具の据付位置は、設計図書を参照の上、他の器具との取合いが完全に行えるよう注意すること。
- ⑤ 器具の基礎ベースの施工は特に入念に行い、水平垂直に十分留意すること。
据付後、歪み、不揃い等はもちろん収納機器の性能に支障をきたすことのないように十分注意し施工すること。

8. 既設撤去処分

下記の既設器具について撤去処分を行う。

- 1) 既設水中渦巻きポンプ 1台
- 2) 既設配管材 1式 (揚水管 SGP 150A 1式、ポンプ付属品 1式)

第4章 試験及び検査

1. 一般事項

この工事の請負者持材料及び検査は次項以後に示すとおり行う。

ただし、詳細については試験及び検査前打合せにて決定する。

試験および検査対象となる機材の合否判定は、工事仕様書、設計図、設計書等も合わせたものにより行う。

なお、次項以後に述べる各種試験および検査の実施に要する費用は請負者が負担する。

2. 試験

機器の製作が完了時点で、次の試験を行う。

- 1) JIS等に定められた試験法もあるものはそれに従う。
- 2) 形状寸法検査 (製作材料, 加工および組立の精度等)
- 3) 性能試験
- 4) 動作試験
- 5) その他監督員が必要と認めた試験

3. 動作試験

請負者が責任を持って行うこと。

配線工事完了後、下記の現場試験を行うこと。

1) 導通試験

電線の断線および誤接続などの有無を調査すること。

2) 動作試験

① 電圧の適否

② 配線機器の動作の良否

③ 各機器の機能の良否

④ 配線、配電盤、各機器などの過熱漏電の有無

⑤ その他通電により不都合を生じるおそれの有無

4. 雑則

1) 上記の各試験および検査の結果、不良個所があれば指定の期日内に手直しを行い、手直し完了後監督員立会いのもとに再試験を行うこと。

2) 各試験は、電気設備の技術基準およびその他の関係法規に基づき行うこと。

3) 立会試験については、実施予定日の3日前までに監督職員に連絡すること。